

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課）

項目名	安定的な電力供給及び 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた所要の措置											
税目	—											
要望の内容	<p>電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力の供給や 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1493 960"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を講じることで、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力供給や 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国は、令和 2 年 10 月に 2050 年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しており、その実現に向けて、政策を総動員して取り組むことが求められている。一方で、足下では電力需給のひっ迫や燃料価格の上昇に起因する電力価格の高騰に見舞われており、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力供給及び 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保</p> <p>○エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）</p> <p>4. 2050年CN実現に向けた課題と対応</p> <p>（2）複線シナリオの重要性</p> <p>2050年のCNへの道筋では、産業・業務・家庭・運輸・電力部門のあらゆる経済活動に共通して、様々なイノベーションに挑戦・具現化し、新たな脱炭素技術の社会実装を進めていくことが求められる。また、2050年という長期展望については、技術革新等の可能性と不確実性、情勢変化の不透明性が伴い、蓋然性をもった予測が困難であることから、野心的な目標を掲げつつ、常に最新の情報に基づき重点を決めていく複線的なシナリオによるアプローチとすることが適当である。そのため、こうした技術動向や情勢の変化を定期的に把握・検証し、透明な仕組み・手続の下、評価・検討していくことが重要である。一方で、この野心的な目標を目指す上でも、安定的で安価なエネルギーの供給を確保することは日本の国力を維持・増強するために欠かせない。エネルギーの安定供給においては、エネルギーそのものの自給性、強靱性を高めるのみならず、様々な脱炭素技術を国内で調達できる技術自給率を向上させ、エネルギーの自律性を高めていくことが、化石資源の乏しい日本にとっては不可欠である。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月閣議決定）</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資</p> <p>（1）GXへの投資</p> <p>気候変動問題は、新しい資本主義の実現によって克服すべき最大の課題である。2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルに向け、経済社会全体の大変革に取り組む。</p> <p>ウクライナ情勢によって、日本は、資源・エネルギーの安定的な確保に向けてこれまで以上に供給源の多様化・調達の高度化等を進めロシアへの資源・エネルギー依存度を低減させる必要がある。</p> <p>エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させ、エネルギー自給率を向上させる。そのため、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。再生可能エネルギーについては、S+3Eを大前提に、主力電源として最優先の原則の下で、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入に取り組む。また、電力需給ひっ迫を踏まえ、同様の事態が今後も起こり得ることを想定し、供給力の確保、電力ネットワークやシステムの整備をはじめ、取り得る方策を早急に講ずるとともに、脱炭素のエネルギー源を安定的に活用するためのサプライチェーン維持・強化に取り組む。</p>
		<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を講じることで、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力の供給や2050年カーボンニュートラルの実現を目指す。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p>	
	<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>	

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>